

中国の標準化法の 2017 年改正

遠藤 誠¹

I はじめに

中国市場でビジネス活動を行う日本企業としては、中国の技術標準化と特許の問題に直面する機会は今後ますます増加するものと思われる。例えば、日本企業の有する特許が中国の技術標準に組み込まれるケースもあれば、第三者の有する特許が組み込まれた技術標準を日本企業が実施するケースもあり得る。

日本企業としては、中国における技術標準と特許の問題に関する法令、判決、運用状況、議論状況等について、十分に情報を分析して対応していく必要性が高まっている。

以上のような状況の下、2017年11月4日、標準化法が改正され、2018年1月1日から施行されている。そこで、本稿では、中国の標準化法の2017年改正について解説することとしたい。

II 2017年改正「標準化法」を中核とする法体系

中国の標準化の法律体系は、「標準化法」を中核とし、それに関連する行政法規、部門規則等により形作られている。

もともと、中国の標準化法は、1988年12月29日に制定され、1989年4月1日に施行されたものであった。同法は数十年にわたり施行されてきたわけであるが、同法の内容はすでに、近時の実務の状況に合わなくなってきており、改正が喫緊の課題とされていた。

このような背景の下で、2015年3月11日、国務院は、「標準化業務改革を深化する方案」を公布した。当該方案の要点は、以下のとおりであった。

①標準の再分類：国・地方の政府部門が定める標準（国家標準、業界標準、地方標準）、社会团体・企業が定める標準（団体標準、企業標準）。

②強制標準の整理統合・簡素化：強制標準は国家標準のみとし、業界標準及び地方標準の強制標準は廃止。

③団体標準の新設：社会团体による団体標準の自主的な制定を奨励。

④企業標準の活用の奨励：企業が製品競争力を向上させるため、企業標準の自主的な制定を奨励。企業の自己宣言公開制度を新設。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

全人代常務委員会は、標準化法の改正草案に対する幾度かの意見募集を経たうえで、2017年11月4日、ついに標準化法の改正を採択した（施行日は2018年1月1日）²。旧標準化法（以下「旧法」という）は全26か条であったが、改正標準化法（以下「改正法」という）は全45か条となり、大幅に条文数が増加した。

なお、改正標準化法の周知徹底を図り、立法意図について社会の理解を深めるため、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会・國務院法制弁公室・国家品質監督検査検疫総局は、国家標準化管理委員会と共同で、「中華人民共和国標準化法解釈」（中国語では「中華人民共和国標準化法釈義」）を編成し、改正標準化法についての逐条解説を公開している。本稿の執筆にあたっては、「中華人民共和国標準化法解釈」（以下「標準化法解釈」という）の内容を参考とした。

「標準化法」の2017年改正前後に制定・改正された法令等には、以下のものがある。

- ・「国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の国際標準化活動への参加の管理弁法」（国家品質技術監督検査検疫総局・国家標準化管理委員会制定、2015年3月17日公布、2015年5月1日施行）
- ・「全国専門標準化技術委員会管理弁法」（国家品質技術監督検査検疫総局制定、2017年10月30日公布、2018年1月1日施行）
- ・「外商投資企業の中国標準化業務参加の指導意見」（国家標準化管理委員会・国家發展改革委員会・商務部制定、2017年11月6日公布・施行）
- ・「団体標準管理規定（試行）」（国家品質技術検査検疫総局・国家標準化管理委員会・民生部制定、2017年12月15日公布・施行）

また、1990年代に公布されたが、2018年3月5日現在でも未だ改正されていない古い法令等には、以下のものがある。

- ・「標準化法実施条例」（國務院制定、1990年4月6日公布、同日施行）
- ・「国家標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月24日公布、同日施行）
- ・「業界標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月24日公布、同日施行）
- ・「地方標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年9月6日公布、同日施行）
- ・「企業標準管理弁法」（国家技術監督局、1990年8月14日公布、同日施行）

以下、2017年改正標準化法の主なポイントについて、項を改めて説明する。

III 2017年改正標準化法の主なポイント

1 標準化法の目的

標準化法の目的について、旧法は、「社会主義の商品經濟を發展させ、技術の進歩を促進し、製品の品質を改善し、社会の經濟的効果を向上させ、国と人民の利益を保護し、標準化

² http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031446.htm

の事業を社会主義の近代化建設及び対外経済関係の発展に適応させる」ことにあるとしていた（1条）。

これに対し、改正法は、「標準化業務を強化し、製品及び役務の質を向上し、科学技術の進歩を促進し、人身の健康及び生命財産の安全を保障し、国家の安全、生態環境の安全を維持し、経済社会の発展水準を向上する」ことにあるとしている（1条）。改正法では、「社会主義」という文言が消え、「安全」という文言が多用されていることが特徴的であるといえよう。

2 標準の範囲

旧法は、工業製品を中心に、標準の整備を進めてきた（2条）。

改正法は、「本法でいう標準（標準サンプルを含む）とは、農業、工業、サービス業及び社会事業等の分野が必要とする統一的技術要求をいう。」との規定を置き（2条1項）、法律規定上、標準の範囲を拡大した。

なお、改正法2条1項において、「本法でいう標準（標準サンプルを含む）とは、農業、工業、サービス業及び社会事業等の分野が必要とする統一的技術要求をいう。」というように、「等」という文言が用いられているのは、経済社会は絶え間なく発展・変化し、標準のニーズも変化しているため、将来的に標準制定分野が拡大されることに備えてスペースを残すためである。

3 標準の分類

（1）標準の制定主体による分類

中国の標準は、制定主体に基づき、国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準、企業標準に分けられる。国家標準、業界標準、地方基準は、政府が主導して制定する標準であり、団体標準、企業標準は、市場主体が自主的に制定する標準である。国家標準は、国務院の標準化行政主管部門が制定する。業界標準は、国務院関連行政主管部門が制定する。地方標準は、省・自治区・直轄市及び区を設置する市人民政府標準化行政主管部門が制定する。団体標準は、学会・協会・商会・連合会・産業技術連盟等の社会団体が制定する。企業標準は、企業又は企業連合が制定する（「標準化法解釈」）。

2017年改正標準化法において認められる標準を制定主体により分類すると、表1のとおりである。

表1 標準の制定主体による分類

名称	内容
国家標準	国務院標準化行政主管部門が制定する。全国的範囲で統一を必要とする標準である。他の標準は、国家標準に抵触してはならない。
業界標準	国務院関連行政主管部門が制定する。専門性及び比較的強い技術性を有し、

	国家標準はないが全国的にある種の業界の範囲内で統一を必要とする技術基準について制定した標準である。
地方標準	省・自治区・直轄市及び区を設置する市人民政府標準化行政主管部門が制定する。国家標準及び業界標準が無いが、省・自治区・直轄市の範囲内で統一を必要とする工業製品の安全衛生基準について制定する標準である。当該行政区域内においてのみ適用される。
団体標準	社会团体（学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等）が制定する。標準化法の 2017 年改正で新たに導入された。
企業標準	企業又は企業連合が制定する。企業の製品、企業内で調整統一を必要とする技術や管理・業務の基準について制定する標準である。

（２）標準の効力による分類

中国の標準は、効力に基づき、強制標準及び推薦標準に分けられる。

2017 年改正標準化法において認められる標準を効力により分類すると、表 2 のとおりである。なお、推薦標準は、奨励標準と訳されることもある。

表 2 標準の効力による分類

名称	内容
強制標準	法令により強制的な執行が義務付けられた標準。強制標準に合致しない製品・サービスの生産、販売、輸入及び提供は禁止される。強制標準たる国家標準には「GB」という記号が付される。
推薦標準	強制標準以外の標準。即ち、法令により強制的な執行が義務付けられていない標準。推薦標準たる国家標準には「GB/T」という記号が付される。

（３）各分類の関係

旧法では、国家標準と業界標準は、強制標準と推薦標準に分かれ、その他の標準は推薦標準であるが、省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が工業製品の安全、衛生基準について制定した地方標準は、所轄行政区域内では強制標準であるとされていた（7 条）。

これに対し、改正法は、強制標準は国家標準に限定することとした。即ち、「標準には、国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準、企業標準を含む。国家標準は、強制標準、推薦標準に分けられる。業界標準、地方標準は、推薦標準である。」との規定を置いた（2 条 2 項）。なお、強制国家標準が制定されるのは、「人身の健康及び生命財産の安全、国家安全、生態環境安全を保障し、及び経済社会管理に基本的に必要とされる技術要求を満たす」場合である（10 条 1 項）。また、強制標準は必ず執行されなくてはならないこと、国家は推薦標準の採用を奨励することについても、規定されている（2 条 3 項）。なお、標準には、各分類に従い、コード番号規則に基づきコード番号が付される。標準のコード番号規則は、国務

院標準化行政主管部門が制定し、且つ公布する（24条）。

「標準化法解釈」によると、効力による分類は、政府が制定する標準にのみ適用される。

（4）技術要求のレベル

標準化法によると、推薦国家標準・業界標準・地方標準・団体標準・企業標準の技術要求は、強制国家標準の関連技術要求を下回ってはならない（21条1項）。また、国家は、社会团体・企業が推薦標準の関連技術要求を上回る団体標準・企業標準を制定することを奨励することとされている（21条2項）。さらに、標準を制定するにあたっては、資源の科学的合理的な利用に有利なものであり、科学技術成果を普及させ、製品の安全性、汎用性、代替可能性を増強させ、経済的効果、社会的効果、生態的効果を向上させ、技術上の先進性、経済性の合理性を達成させるものとする（22条1項）。

4 標準の制定

人身の健康及び生命財産の安全、国家安全、生態環境安全及び経済社会の発展を保障するために早急に必要とされる標準プロジェクトに対しては、標準を制定する行政主管部門が優先的に立案し、且つ遅滞なく完成させなければならない（標準化法14条）。

強制標準、推薦標準を制定するにあたっては、立案時に関連行政主管部門、企業、社会团体、消費者、及び教育、科学研究機関等における実際の需要に対して調査を行い、標準を制定する必要性・実行可能性について論証評価を行う。制定の過程においては、簡便で有効的な原則に従い、多様な方式を採用して意見募集し、標準関連事項に対し調査分析、実験、論証を行い、且つ関連標準間の組み合わせ調整を行う（標準化法15条）。

推薦標準を制定するにあたっては、関係者により構成された標準化技術委員会を組織し、標準の起草・技術審査業務を担うものとする。また、強制標準を制定するにあたっては、関連標準化技術委員会に委託して標準の起草・技術審査業務を任せることができる。標準化技術委員会が構成されていない場合、専門家チームを立ち上げ、関連標準の起草・技術審査業務を任せなければならない。標準化技術委員会及び専門家チームの構成は、広範な代表性を有していなければならない（標準化法15条）。

「標準化法解釈」によると、標準化技術委員会は、一定の専門分野において、標準の起草・技術審査等の標準制定・改訂業務に従事する法人ではない技術機構である。標準化技術委員会は、委員により構成される。委員は、広範性及び代表制を有するものとし、標準の編成過程において各利害関係者の要求をできる限り体现する。標準化技術委員会の委員は、生産者・事業者・使用者・消費者・公共利益者等の関係者になることができる。教育科学研究機構、関連行政主管部門、検測認証機構、社会团体等は、公共利益者の代表となることができる。標準化技術委員会は、標準を編成する過程において、公開透明性のある、各利害関係者の協調一致の原則を厳守し、技術審査において、標準における技術内容に対して投票表決方式を採る。

5 標準化業務

政府による標準化業務の任務は、標準を制定すること、標準の実施を組織すること、及び標準の制定実施に対する監督を行うことである。県級以上の人民政府は、標準化業務を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、標準化業務の経費を予算に組み入れなければならない（標準化法 3 条）。

また、国家は、企業・社会团体及び教育・科学研究機関等が標準化業務を展開し、又は標準化業務に参加することを奨励することとされている（標準化法 7 条）。

さらに、国家は、重要な業界・戦略的新興産業、重要な共通技術等の分野において、自主イノベーション技術を利用して、団体標準・企業標準を制定することを支持することとされている（標準化法 20 条）。

6 標準化業務管理体制

国務院標準化行政主管部門は、全国の標準化業務を統一的に管理する。国務院関連行政主管部門は、その管轄する部門・業界の標準化業務を分担して管理する（標準化法 5 条 1 項）。

県級以上の地方人民政府標準化行政主管部門は、当該行政区域内の標準化業務を統一的に管理する。県級以上の地方人民政府関連行政主管部門は、当該行政区域内のその管轄する部門・業界の標準化業務を分担して管理する（標準化法 5 条 2 項）。

7 国際標準化活動

国際標準化活動への参加について、旧法は、「国は国際標準を積極的に採用するよう奨励する。」と規定するのみであった（4 条）。

これに対し、2017 年改正標準化法は、「国家は、国際標準化活動への参加を積極的に推進し、標準化の対外協力及び交流を展開し、国家標準の制定に参加し、国情に合わせて国際標準を採用し、中国標準と国外標準との間での転化運用を推進する。国家は、企業・社会团体、及び教育・科学研究機関等が国際標準化活動に参加することを奨励する。」というように、より具体的な規定を置いた（8 条）。

8 強制国家標準

（1）強制国家標準の制定範囲

標準化法 10 条 1 項によると、人身の健康及び生命財産の安全、国家安全、生態環境安全を保障し、及び経済社会管理の基本的な需要を満たす技術要求については、強制国家標準を制定することとされている。

（2）強制国家標準の制定手続

国務院関連行政主管部門は、職責に基づき、強制国家標準のプロジェクトの提出・起草・

意見募集、及び技術審査の責任を負う。国務院標準化行政主管部門は、強制国家標準の立案、コード番号付与及び対外的通達の責任を負う。国務院標準化行政主管部門は、強制国家標準を制定しようとするとき、前項の規定に合致するか否かについて立案審査を行い、前項の規定に一致する場合は、立案するものとする（標準化法 10 条 2 項）。省・自治区・直轄市の人民政府の標準化行政主管部門は、国務院標準化行政主管部門に強制国家標準の立案意見を提出し、国務院標準化行政主管部門は、国務院関連行政主管部門とともに決定する。社会团体・企業事業組織、及び公民は、国務院標準化行政主管部門に強制国家標準の立案意見を提出することができ、国務院標準化行政主管部門は立案しなければならないと認めた場合、国務院関連行政主管部門とともに決定する（標準化法 10 条 3 項）。強制国家標準は、国務院が承認公布し、又は権利付与して承認公布する（標準化法 10 条 4 項）。

強制国家標準の制定手続は、「①プロジェクト提出及び立案」→「②起草・意見募集・技術審査」→「③対外通報」→「④コード番号付与」→「⑤承認公布」という流れになる。

（3）強制標準に適合しない製品・役務の生産・販売・輸入・提供の禁止

旧法によると、強制標準に適合しない製品は、生産、販売、輸入を禁止される（14 条 2 文）。そして、「強制標準に適合しない製品を生産、販売、輸入した場合は、法律・行政法規に定めた行政主管部門が法により処理する。法律・行政法規に定めがない場合は、工商行政管理部門が製品と違法な所得を没収し、併せて過料を課する。重大な結果をきたし犯罪を構成する場合は、直接の責任者に対し法により刑事責任を追及する」との規定が置かれていた（20 条）。

改正法は、強制標準に適合しない製品・役務の生産、販売、輸入又は提供を禁止することとした（25 条）。即ち、強制標準に適合しない役務の提供も禁止されることが明記された。そして、これらの義務に違反した場合、法により民事責任を負う（36 条）ほか、「製品品質法」、「輸出入商品検疫法」、「消費者權益保護法」等の法律・行政法規により、調査、信用記録への記入、公表され、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及することとされた（37 条）。

9 推薦国家標準

基礎的汎用性を満たし、強制国家標準と組み合わせて、各関連業界を牽引する役割等に必要とされる技術要求については、推薦国家標準を制定することができる（標準化法 11 条 1 項）。推薦国家標準は、国務院標準化行政主管部門が制定し（標準化法 11 条 2 項）、国務院標準化行政主管部門が推薦国家標準の立案、起案、審査、コード番号付与、承認公布等の業務について責任を負う。

10 業界標準

推薦国家標準がなく、全国のいずれかの業界範囲にて統一的技術要求を必要とする場合、業界標準を制定することができる。業界標準は、国务院関連行政主管部門により制定され、国务院標準化行政主管部門に届け出る（標準化法 12 条）。

「標準化法解釈」によると、業界標準は、推薦国家標準の補充である。既に推薦国家標準が存在する場合、業界標準を制定してはならない。また、ある業界範囲内において統一が必要とされる技術要求は、当該業界の範囲を超越することができず、国务院関連行政主管部門の職責を超過して業界標準を制定することができない。業界標準は、政府が主導して制定した標準として、政府の職責範囲内の公益類の標準に位置付けられる。業界標準は、国务院関連行政主管部門が制定し、国务院関連行政主管部門が業界標準の立案、起草、審査、コード番号付与、承認公布等の業務について責任を負う。国务院関連行政主管部門が、業界標準を制定するためには、国务院標準化行政主管部門の承認を経なければならない。

1.1 地方標準

中国は、領土が広大で、民族も多様であり、各地の経済社会発展レベルの差異や自然条件及び民族生活習慣の差異も大きいいため、当該行政区域の自然条件及び民族生活習慣の特殊技術要求に合致した標準を制定する必要性が高い。

そこで、標準化法は、地方の自然条件、風習習慣等の特殊技術要求を満たすため、地方標準を制定することを認めている。地方標準は、省・自治区・直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が制定する。区を設置している市級の人民政府の標準化行政主管部門は、当該行政区域の特殊な必要性に基づき、所在地の省・自治区・直轄市の人民政府の標準化行政主管部門の承認を経て、当該行政区域の地方標準を制定することができる。地方標準は、省・自治区・直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が国务院標準化行政主管部門に届け出て、国务院標準化行政主管部門が国务院関連行政主管部門に報告する（標準化法 13 条）。

1.2 団体標準

「団体標準」とは、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が市場及びイノベーションの需要を満たすため、関連市場主体と調整して共同で制定する標準をいう。社会団体は、「社会团体登記管理条例」等の規定に基づき成立する。

旧法は、団体標準について規定を置いていなかった。これに対し、2017年改正標準化法は、団体標準について、詳細な規定を置いた。即ち、「国家は、学会・協会・商会・連合会・産業技術連盟等の社会団体が、関連市場主体と調整して、市場及びイノベーションの需要を満たす団体標準を共同にて制定することを奨励し、当該団体のメンバーが採用を約定し又は当該団体の規定に基づき社会の任意の採用に供する」（18条1項）、「団体標準を制定するにあたっては、開放・透明・公平の原則を遵守するものとし、各参加主体が関連情報を取得することを保証し、各参加主体の共同のニーズを反映し、且つ標準関連事項に対し調査分析、実験、論証を行うものとする」（18条2項）、「国务院標準化行政主管部門は、国务院関連行

政主管部門とともに団体標準の制定に対し規範化、指導及び監督を行う。」(18条3項)、
「国家は、重要な業界、戦略的新興産業、重要な共通技術等の分野で自主イノベーション技術を利用して団体標準、企業標準が制定されることを支持する」(20条)等の規定が置かれている。

なお、標準化法の団体標準に関する規定をより具体化するため、2017年12月15日、国家品質監督検査検疫総局、国家標準化管理委員会、民生部により、「団体標準管理規定(試行)」が公布された(即日施行)³。

1.3 企業標準

企業は、必要に基づき自ら企業標準を制定することができ、又はその他の企業と共同にて、企業標準を制定することができる(標準化法19条)。企業が標準化法の規定に従い企業標準に対しコード番号を付さない場合、標準化行政主管部門は、期限を定めて是正を命じる。期限が過ぎても是正しない場合、省級以上の人民政府の標準化行政主管部門が関連標準コード番号を取り消し、且つ標準情報公共サービスプラットフォーム上において公示する(標準化法42条)。

1.4 標準の公開

(1) 国家による公開

旧法は、標準の無料公開について規定を置いていなかった。

これに対し、改正法17条は、強制標準は無料で社会に公開されなければならないこと、及び国家は推薦標準が無料で社会に公開されることを推進することとした。強制標準は必ず執行されなければならない、強制標準に違反する行為は、法により法的責任を追及される。よって、社会公衆は、強制標準の内容を知る必要があり、そのために、強制標準の書類は無料で公開されるべきである。また、推薦標準を無料で公開することは、推薦標準の実施を推進し、政府の公共サービスレベルを向上させるのを助け、さらに標準化業務の改革を進めること等に役立つ。国務院標準化行政主管部門は、積極的に標準の公開を推進し、国家標準の公開実施方案を制定した。2017年3月16日、「国家標準全文公開システム」⁴が、正式にオンライン上に設置された。現在、強制国家標準の書類及び国際標準を採用していない推薦国家標準の書類が、無料で公開されている。国際標準を採用している推薦国家標準の表題の情報も公開されている。新しく承認公布された国際標準は、一般的に、公布後20日以内に公開される。業界標準、地方標準の公開にも準用される。なお、標準の無料公開は、標準が著作権法の保護を受けないということを意味しない。標準の出版発行、ネットワーク上の伝達、編集、翻訳等を行うには、著作権者の許諾を得なければならない(「標準化法解釈」)。

³ <http://www.sac.gov.cn/sbgs/flfg/gfxwj/zjbzw/201712/P020171226357592826509.pdf>

⁴ <http://www.gb688.cn/bzgk/gb/index>

(2) 社会団体・企業による公開

団体標準・企業標準については、社会団体・企業による自主的な公開声明及び監督制度が実施される。また、企業は、自社が実行する強制標準・推薦標準・団体標準又は企業標準のコード番号及び名称を公開しなければならない。企業が自ら制定した企業標準を実行する場合もまた、製品・役務の効能指標、及び製品の性能指標を公開しなければならない。国家は、団体標準・企業標準が標準情報公共サービスプラットフォームを通じて社会に公開されることを奨励する。企業は標準に基づき生産経営活動を組織しなければならない、自社が生産する製品・提供する役務は企業が公開した標準の技術要求に合致していなければならない(標準化法 27 条)。

企業が生産した製品・提供された役務がその公開標準の技術要求に合致していない場合、法により民事責任を負わなければならない(標準化法 36 条)。

企業が標準化法の規定に従い、それが実行する標準を公開しない場合、標準化行政主管部門が、期限を定めて是正を命じる。もし、企業が、期限を過ぎてても是正しない場合、標準情報公共サービスプラットフォーム上において公示されるものとされている(標準化法 38 条)。

1.5 監督管理

県級以上の地方人民政府標準化行政主管部門、関連行政主管部門は、法定の職責に従い、標準の制定に対し指導及び監督を行い、標準の実施に対し監督検査を行う(32 条)。

国務院関連行政主管部門は、標準制定・実施過程において争議が生じた場合、国務院標準化行政主管部門により協議を組織する。協議の一致を得ない場合、国務院標準化調整メカニズムにより解決する(33 条)。

国務院関連行政主管部門、区を設置している市級以上の地方人民政府標準化行政主管部門が、標準化法の規定に従い、標準に対してコード番号の付与、再審査、又は届出を行わなかった場合、国務院標準化行政主管部門は、それに状況説明を求め、且つ期限を定めて是正するよう要求する(34 条)。国務院関連行政主管部門、区を設置している市級以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が、標準化法の規定に従い標準に対してコード番号の付与、又は届出を行わず又は是正しなかった場合、国務院標準化行政主管部門は関連標準のコード番号を取り消し、又は届け出られていない標準の廃止を公告する。責任を負う指導職員及び直接の責任者に対し、法により処分を下す(40 条 1 項)。国務院関連行政主管部門、区を設置している市級以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が、標準化法の規定に従いそれが制定した標準に対し再審査を行わず又は是正しなかった場合、責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法により処分を下す(40 条 2 項)。

いかなる単位、又は個人も、標準化行政主管部門・関連行政主管部門に本法の規定に違反する行為を告発し、訴える権利を有する。標準化行政主管部門、関連行政主管部門は、受理した告発・訴えの電話、郵便ボックス、又は電子メールアドレスを社会に公開し、且つ告発・

訴えを受理する職員を手配する。実名の告発者、又は訴える者に対し、告発・訴えを受理した行政主管部門は、処理結果を告知し、告発者のために秘密保持し、且つ国家関連規定に基づき、告発者に奨励を与える（35条）。

国务院標準化行政主管部門は、標準化法 10 条 2 項の規定に従い、強制国家標準の制定する事項について立案せず、制定した標準が標準化法 21 条 1 項、22 条 1 項の規定に合致せず、又は本法の規定に従い標準に対しコード番号の付与、再審査、又は届出をしなかった場合、遅滞なく是正するものとする。責任を負う指導者及び直接の責任員に対し、法により処分を下すことができる（41条）。

標準化業務の監督・管理者が、職権を濫用し、職務怠慢、私情にとらわれ不正を働いた場合、法により処分を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する（43条）。

IV 外商投資企業の中国標準化業務への参加

中国では、とくに WTO 加盟以降、外商投資企業の果たす経済的役割は不断に向上してきた。これに応じて、外商投資企業が中国の標準化業務において積極的な役割を果たすことが期待されてきた。実際、中国における外商投資企業は、中国標準化業務への参加を相当程度行ってきた。即ち、2017 年 10 月までに、全国専門標準化技術委員会における外商投資企業の委員代表は 2,652 名に及び、全体の約 5.9%を占める⁵。

以上のような背景の下、外商投資企業の中国標準化業務参加をさらに促進し、中国標準化業務の公開性及び透明度をさらに向上させ、中国標準の国際化レベルを向上させるため、国家標準化管理委員会、国家発展改革委員会、商務部は、2017 年 11 月 13 日、「外商投資企業の中国標準化業務参加の指導意見」（以下「本意見」という）の通知を公布した（即日施行）⁶。

全 10 か条からなる本意見のポイントは、以下のとおりである。

①本意見における「外商投資企業」の範囲

外商投資企業が中国標準化業務に参加するにあたっては、国内資本企業と同等の待遇を享受する。本意見における外商投資企業とは、中外合弁経営企業・中外合作経営企業及び外資企業を指し、国外企業又はその他国外経済組織の中国国内における分支機構を含まない。香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資者が投資して設立した企業は、本意見を参照して適用する。

②外商投資企業の中国標準化業務への参加

中国標準化業務に参加する外商投資企業の代表は、一定の標準化業務の基礎及び経験を備え、相応の専門的能力を備え、比較的良好な中国語表現能力及び文字レベルを有しなければならない。外商投資企業は、国家標準起草業務及び国家標準外国語版翻訳業務に参加する

⁵ http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2017-11/27/content_5147325.htm

⁶ http://www.ccia-cleaning.org/attached/file/20171129/20171129125833_871.pdf

ことができ、標準立案、意見募集、標準実施等の過程において、意見及び提案を提出することもできる。外商投資企業の代表は、委員又は観察員として、全国専門標準化技術委員会（技術委員会の支部、業務チーム等を含む）に参加することができ、「全国専門標準化技術委員会管理弁法」等の要求に基づき相応の権利を享受し、相応の義務を履行する。

③外商投資企業の利益の保護

標準制定にあたっては、法律法規により外商投資企業の知的財産権を保護しなければならない。外商投資企業の特許に係る場合は、国家標準の特許に係る関連管理規定に基づき処理しなければならない。

外商投資企業に標準化サービスを展開し、標準コンサルティング、標準情報交流、標準対比分析、標準追跡研究等の面のサービスを提供することを奨励する。

④外商投資企業の国際標準化活動への参加

外商投資企業は、「国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の国際標準化活動への参加の管理弁法」の規定に基づき、国際標準化組織の関連活動に参加することができる。外商投資企業が、国際標準化の二国間（多国間）活動において架橋的作用を発揮し、標準化協力交流を展開し、中国標準の国際化レベルを向上させることを奨励する。

⑤外商投資企業の義務

外商投資企業は、標準化業務に参加するにあたっては、関連義務を切実に履行し、関連業務要求及び秘密保持規定を遵守し、標準化活動への参加を口実として不正な市場競争行為に従事してはならず、不当な利益を貪ってはならない。

⑥本意見の適用範囲

業界標準・地方標準及び団体標準の標準化業務に対しても、外商投資企業の参加に係る場合は、本意見を参照して適用することができる。

V おわりに ～とくに知財実務への影響を中心として～

2017年に改正された標準化法は、直接的には、標準と知財・特許との関係については規定していない。しかし、實際上、「標準」と「特許」という性質の異なる2つの法制度には相互に相いれない部分があり、これを解消するための規定として、「国家標準の特許に係る管理規定（暫定施行）」、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（とくに24条）等が制定・施行されている。そして、「標準」と「独占禁止」の関係については、国家工商行政管理総局による「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」が既に施行されているが、現在、独占禁止委員会により「知的財産権独占禁止ガイドライン」の制定作業が行われており、いつ制定・公布されてもおかしくない状況にあり、これらの規定・ガイドライン等の制定・改正状況についても、引き続き注視していく必要がある。

以上のような関連規定を通じて、2017年改正標準化法が間接的に知財実務に影響を及ぼ

すことがあり得る。例えば、①2017年改正標準化法は、「団体標準」を新設したことから、今後は、団体標準に特許が含まれており、団体標準の実施に特許が必須であるケースにおいて、「団体標準」と「特許」・「独占禁止」との関係が問題となる知財紛争事件が生じてくる可能性がある。そこで、日本企業・日系企業の知財実務担当者としては、自社の中国ビジネスに関わる団体標準についても、自社又は他社の有する特許が含まれていないか否か等について、調査・検討を行う必要があるといえる。また、②今後は、「外商投資企業の中国標準化業務への参加」もますます増加することが見込まれるところ、日本企業・日系企業の知財実務担当者としては、中国の標準化作業に参加するかどうかを見極め、もし必要であれば早い段階から中国の標準化作業にコミットする等の方策を採ることが考えられる。

約30年ぶりの標準化法の改正により、現在の中国の経済発展状況及び標準化の実務運用に合わせ、標準化法体系の整備が行われたこと自体は、日本企業・日系企業にとって望ましいことといえよう。しかし、改正された標準化法の規定はなお抽象的なものにとどまっており、内容には不明確な点が多い。今後行われるであろう関連規定の改正の動向及び内容が注目されるところである。

※ 初出：『特許ニュース No.14683』（経済産業調査会、2018年、原題は「中国知財の最新動向 第7回 『中国の標準化法改正と知財実務への影響』」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。